

社会保険労務士法人WILLニュース。【2025年見直し】企業が知っておきたい、年収の壁。



2025年度の税制改正では、扶養内で働くパート・アルバイトなどの従業員の就業調整や物価上昇への対応を目的とした、所得税に関する見直しなどが行われました。これに伴い「年収の壁」に変化が生じています。

今回の記事では、公表された改正内容に基づき「年収の壁」を整理しています。中でも、社会保険料の負担が発生する壁を中心に、給与計算やパート・アルバイトの雇用を考えるときに知っておきたいポイントを解説します。

年収の壁とは

扶養の範囲内で働きたい従業員が、必ず直面するのが「年収の壁」です。

たとえば、パート・アルバイトなどの従業員は、収入が一定額を下回っていれば、税金の負担や健康保険・年金の保険料（以下、保険料）の負担は生じません。しかし、収入が一定額を超えると、給与から所得税が控除されるほか、家族（配偶者や親など）の扶養から外れることで保険料の支払いも発生し、結果として手取り額が減少する可能性があります。また、従業員を扶養している家族が受けられる控除額が減額されたり、あるいは適用されなくなることで、結果として世帯収入が減る可能性があります。

この「一定額」が、いわゆる「年収の壁」と呼ばれるものです。年収の壁には大きく分けて2種類あります。ひとつは税金の負担が増える年収の壁で、もうひとつは保険料の支払いが発生

する年収の壁です。

年収の壁の種類

保険 106万円の壁	【被保険者数51人以上の企業に勤務する方が対象】 勤務先の社会保険に加入 家族の社会保険の扶養から外れる ※年収130万円未満でも扶養から外れる
税金 110万円の壁	住民税が課税される ※自治体により金額は前後する ※2025年の所得に基づき課税・納付する2026年度の住民税から適用 (2025年度の住民税までは100万円の壁)
税金 123万円の壁	配偶者に扶養されている場合、配偶者が配偶者控除を受けられなくなる (配偶者以外の)家族に扶養されている場合、その家族が扶養控除を受けられなくなる
保険 130万円の壁	以下の①②いずれかに切り替わる ①勤務先の社会保険に加入 ②国民健康保険に加入 さらに配偶者の扶養（国民年金第3号被保険者）だった場合は国民年金第1号被保険者に変更 家族の社会保険の扶養から外れる
税金 150万円の壁	特定親族である場合、親等が特定親族特別控除を減額される 新制度 制度概要は後述
税金 160万円の壁	所得税が課税される 配偶者に扶養されている場合、配偶者が配偶者特別控除を減額される
税金 188万円の壁	特定親族である場合、親等が特定親族特別控除を受けられなくなる 新制度 制度概要は後述
税金 201万円の壁	配偶者に扶養されている場合、配偶者が配偶者特別控除を受けられなくなる

- ※ 前年より変更あり
- ※ 前年より変更なし
- ※ 制度の創設に伴う新規の壁

年収の壁にかかわる改正概要

2025年度の税制改正では、所得税における「基礎控除」や「給与所得控除」の見直しが行われました。また、「特定親族特別控除」が新たに創設されたほか、「扶養親族等の所得要件」の改正も行われました。

これらの改正は、原則として2025年12月1日に施行されます。2025年11月までの給与計算では特別な対応は不要ですが、改正内容は2025年分以降の所得税に適用されるため、年末調整では対応が必要です。

従来は基礎控除の48万円と給与所得控除の55万円を合わせた103万円までが、所得税が課税されない年収額でした（103万円の壁）。今回の税制改正により、基礎控除額・給与所得控除額が上乘せされ、最大で年収160万円まで所得税の負担が生じないことになります（160万円の壁）。

以下は、基礎控除額・給与所得控除額やその他変更点の概要です。詳細は、国税庁のサイトをご確認ください。

1 基礎控除の見直し

物価上昇への対応として、基礎控除額が最高48万円から最高58万円に引き上げられました。さらに、低所得者・中所得者向けに、所得階層に応じた金額が加算されます。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注3))	基礎控除額		
	改正後 (注1)		改正前
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132 万円以下 (200 万 3,999 円以下)	95 万円 (注2)		48 万円
132 万円超 336 万円以下 (200 万 3,999 円超 475 万 1,999 円以下)	88 万円 (注2)	58 万円	
336 万円超 489 万円以下 (475 万 1,999 円超 665 万 5,556 円以下)	68 万円 (注2)		
489 万円超 655 万円以下 (665 万円 5,556 円超 850 万円以下)	63 万円 (注2)		
655 万円超 2,350 万円以下 (850 万円超 2,545 万円以下)	58 万円		

- (注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
- 2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
- 3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
- 4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

(出典) [国税庁『令和7年度税制改正による 所得税の基礎控除の見直し等について（源泉所得税関係）』 P2](#)

2 給与所得控除の見直し

物価上昇および就業調整への対応として、給与所得控除の最低保証額が55万円から65万円に引き上げられました。

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162 万 5,000 円以下	65 万円	55 万円
162 万 5,000 円超 180 万円以下		その収入金額×40%－10 万円
180 万円超 190 万円以下		その収入金額×30%＋8 万円

(注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

(出典) [国税庁『令和7年度税制改正による 所得税の基礎控除の見直し等について（源泉所得税関係）』P2](#)

3 特定親族特別控除の創設

主に19～22歳の学生アルバイトを想定した就業調整の対応として、特定親族特別控除が創設されました。

【特定親族】

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下^(注)の人をいいます。

なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

(注) 収入が給与だけの場合には、その年中の収入金額が123万円超188万円以下であれば、合計所得金額が58万円超123万円以下となります。

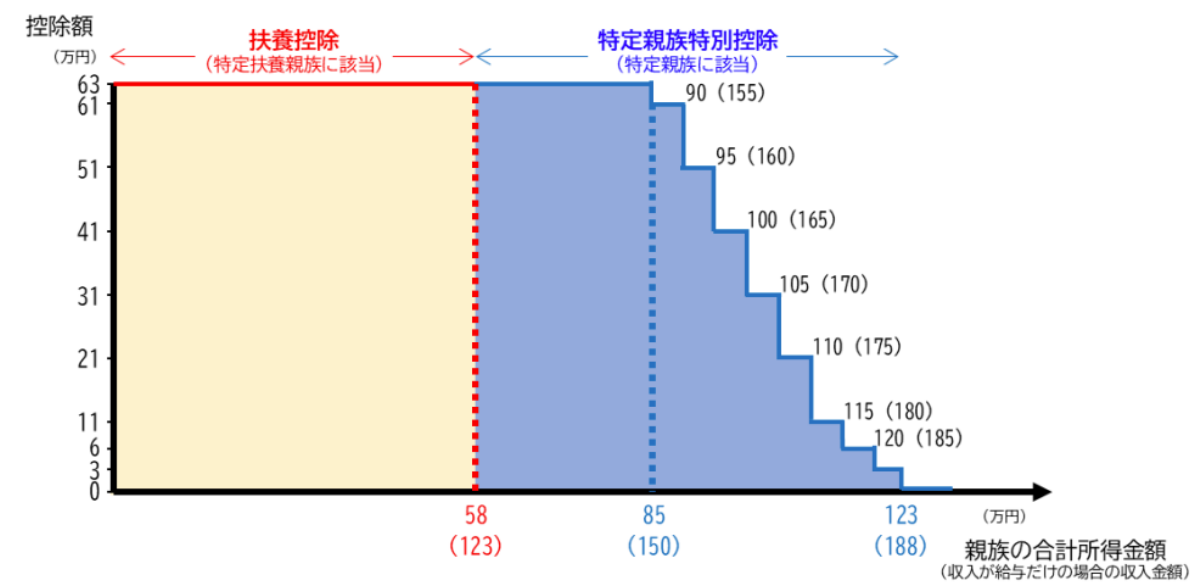
なお、下記の「参考」とおり、親族の合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりません。が、扶養控除の対象となります（年齢19歳以上23歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は63万円です。）。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))	特定親族特別控除額
58 万円超 85 万円以下 (123 万円超 150 万円以下)	63 万円
85 万円超 90 万円以下 (150 万円超 155 万円以下)	61 万円
90 万円超 95 万円以下 (155 万円超 160 万円以下)	51 万円
95 万円超 100 万円以下 (160 万円超 165 万円以下)	41 万円
100 万円超 105 万円以下 (165 万円超 170 万円以下)	31 万円
105 万円超 110 万円以下 (170 万円超 175 万円以下)	21 万円
110 万円超 115 万円以下 (175 万円超 180 万円以下)	11 万円
115 万円超 120 万円以下 (180 万円超 185 万円以下)	6 万円
120 万円超 123 万円以下 (185 万円超 188 万円以下)	3 万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

【参考：居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族を有する場合に受けられる控除】



(出典) [国税庁『令和7年度税制改正による 所得税の基礎控除の見直し等について \(源泉所得税関係\)』 P3](#)

4 扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の改正に合わせて、扶養控除などの対象となる扶養親族等の所得要件も改正されました。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件 (注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 (注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58 万円以下 (123 万円以下)	48 万円以下 (103 万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201 万 5,999 円以下)	48 万円超 133 万円以下 (103 万円超 201 万 5,999 円以下)
勤労学生	85 万円以下 (150 万円以下)	75 万円以下 (130 万円以下)

(注) 1 合計所得金額 (ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額) の要件をいいます。
2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

(出典) [国税庁『令和7年度税制改正による 所得税の基礎控除の見直し等について \(源泉所得税関係\)』 P4](#)

保険料にかかわる年収の壁

2025年度の税制改正に伴い、税金の負担が増える年収の壁に変更があった一方で、保険料が発生する年収の壁は昨年と変わりありません。しかし、保険料は給与に占める割合が高い傾向があるため、年収の壁の中でも負担の大きさを左右する壁といえます。改正された新しい年収の

壁でも、働き方や収入を考えるうえで、保険料にかかわる壁を引き続き意識することが大切です。

また、税法上の扶養と社会保険上の扶養は、それぞれ適用要件が異なります。たとえば、税法上の扶養要件を満たしていても、年収によっては社会保険上の扶養要件から外れ、自身で保険料を支払う場合があります。労務担当者は、この違いを従業員へ明確に説明する必要があります。

1 106万円の壁

「106万円の壁」とは、保険料の支払い義務が生じる年収基準のひとつです。

現在、被保険者数が51人以上いる企業（特定適用事業所）で働くパート・アルバイトなどの従業員は、以下の①～④の要件をすべて満たす場合、企業が加入している協会けんぽや健康保険組合などの社会保険（以下、社会保険）の被保険者となり、自ら保険料を支払わなければなりません。

- ①週の所定労働時間が20時間以上ある
- ②所定内賃金が月額8.8万円以上（年収換算で約106万円）
- ③継続して2か月を超えて働く見込みがある
- ④学生でない

社会保険の扶養に入る場合の収入要件は、年収130万円未満です。しかし、特定適用事業所で勤務し、上記の要件をいずれも満たす場合には、年収130万円未満でも家族の扶養から外れなければなりません。これがいわゆる「106万円の壁」です。106万円の壁を超えると、収入が増加したにもかかわらず保険料の負担が発生し、手取り収入が減少する場合があります。

たとえば協会けんぽに属する特定事業所では、年収が106万円になり社会保険に加入すると、年間で増加する保険料負担額（被保険者負担分）は、健康保険料が52,320円、厚生年金保険料が96,624円で、合計148,944円となります。

（2025年7月現在・協会けんぽ東京支部に加入の場合）

「106万円の壁」保険料負担額（被保険者負担分）

年収	保険料負担額（年間）	
	健康保険	厚生年金
106万円	52,320円	96,624円

※東京支部の「令和7年3月分（4月納付分）からの健康保険・厚生年金保険の保健料額表」を使用

※介護保険第2号被保険者に該当しないものとする（20歳以上40歳未満）

※賞与なし

※企業と被保険者間で端数処理についての特約がある場合、上記の金額は変動することがあります

なお、年収106万円には以下のような賃金は含めません。

- ・臨時に支払われる賃金や1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ・時間外・休日・深夜勤務の労働に対して支払われる賃金（割増賃金など）
- ・最低賃金に含まれない賃金（精勤手当、通勤手当、家族手当など）

2 130万円の壁

「130万円の壁」も、保険料の支払い義務が生じる年収基準のひとつです。

60歳以上の従業員、またはおおむね障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある従業員は、130万円を180万円に読み替えます。

被扶養者の範囲内にある家族の年収が130万円未満であれば、原則として社会保険の被扶養者として認定され、本人に保険料の負担は生じません。しかし、年収が130万円以上になると扶養から外れ、自ら保険料を支払う必要があります。これが「130万円の壁」と呼ばれるものです。

具体的には、年収130万円以上になると以下の①もしくは②のいずれかに該当し、保険料の負担が発生します。

①社会保険の加入要件を満たす場合は、企業の属する社会保険に加入

②①以外は、国民健康保険に加入。年金は、配偶者の扶養（国民年金第3号被保険者）であった場合は、国民年金第1号被保険者へ切り替え

この「130万円の壁」も、前述の「106万円の壁」と同様に、壁を超えると保険料負担が増えるため、収入が増加しても手取り金額が減ってしまう可能性があります。

たとえば、協会けんぽに属する企業では、年収が130万円になり社会保険に加入すると、年間で増加する保険料負担額（被保険者負担分）は、健康保険料が65,400円、厚生年金保険料が120,780円で、合計186,180円となります。

「130万円の壁」保険料負担額（被保険者負担分）

年収	保険料負担額（年間）	
	健康保険	厚生年金
130万円	65,400円	120,780円

※東京支部の「令和7年3月分（4月納付分）からの健康保険・厚生年金保険の保健料額表」を使用
※介護保険第2号被保険者に該当しないものとする（20歳以上40歳未満）
※企業と被保険者間で端数処理についての特約がある場合、上記の金額は変動することがあります

なお、年収106万円の壁とは異なり、130万円の年収の内訳には賞与や割増賃金、通勤手当なども含まれます。さらに、老齢年金や不動産収入、非課税とされる収入（失業手当、育児休業給付金、傷病手当金、障害年金や遺族年金など）も含まれる点に注意が必要です。

企業が押さえておきたいポイント

保険料は、給与から差し引かれる控除項目の中でも大きな割合を占めるものです。そのため、社会保険へ加入する・しないが働き方の選択に影響を与える要因となっています。2025年の税制改正により、年収の壁が見直されたり、新たに設けられたりする中でも、「106万円の壁」や「130万円の壁」は依然として存在感は大きく、引き続き注意が必要です。労務担当者は、税制改正が従業員に与える影響まで理解しておくことが求められます。

また、企業にとっても、従業員の労働時間が増加すれば人手不足の解消を期待できるものの、保険料の負担が増えるという課題も生じます。

そのほか、2025年の税制改正は年末調整業務にも大きな影響を与えます。改正の施行日が2025年12月であることから、改正前の内容に基づいて算出した税額と、改正後の内容に基づいて算出した税額との差額を、年末調整時に精算する必要があります。担当者は事前に必要な対応を整理しておくことが重要です。

さらに、「103万円の壁」を基準とする自社独自の配偶者手当制度を設けている企業もあります。配偶者手当は就業調整の要因ともいわれており、手当の見直しを検討することが望まれています。

おわりに

税制改正に伴い、税金にかかわる年収の壁に変更が生じましたが、現在、保険料にかかわる年収の壁にも改正の動きがあります。

2025年6月、短時間労働者の社会保険加入要件の見直しを含む法案が成立しました。改正法施行後は特定適用事業所で働くパート・アルバイトについて、公布から3年以内に「賃金要件

（所定内賃金8.8万円以上／月）」が撤廃され、「106万円の壁」はなくなります。「企業規模要件（被保険者数51人以上）」についても、2027年10月～2035年10月にかけて段階的に撤廃され、将来的には企業規模を問わず社会保険に加入するようになります。労務担当者は今後の動向に引き続き注意していく必要があります。
